

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		部課等名	経済部産業観光課	番号	3
許認可等の内容		商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の定款変更の認可			
根拠法令及び条項		商店街振興組合法第62条第2項			
審 査 基 準	関係条項	商店街振興組合法第62条第3項 商店街振興組合法第36条第2項			
	基準 (未設定の場合は その理由)	設立の認可の申請が商店街振興組合法第6条及び第9条又は第11条の要件その他政令で定める要件を備えていると認められるか否かで判断する。			
	参考事項				
	設定等年月日	平成 9年10月1日設定 (令和5年4月1日最終変更)			
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 10 日 (休日は含まない。)			
	設定等年月日	平成 9年10月1日設定 (年 月 日最終変更)			